

習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市新習志野公民館の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号
- (2) 団体名 株式会社オーエンス
- (3) 代表者 代表取締役 大木 一雄

2. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 1(公募)
- (2) 日程
 - ア 広報紙・ホームページへの掲載 令和7年6月15日
 - イ 募集要項の配布 令和7年6月15日～7月5日
 - ウ 応募者説明会・見学会 令和7年7月9日
 - エ 質問事項の受付 令和7年7月9日～7月12日
 - オ 質問事項の回答 令和7年7月22日
 - カ 申請書類の受付 令和7年7月27日～8月5日
 - キ 申請者面接 令和7年9月17日
 - ク 指定管理者候補者選定委員会 令和7年9月30日
 - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 令和7年10月31日
 - コ 議会の議決 令和7年12月23日
 - サ 指定日(告示日) 令和7年12月26日

4. 指定理由

全国自治体の公民館やコミュニティセンター等の公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした管理運営が期待できる。また、提案内容は、有資格者の配置や充実した研修体制、豊富な施設管理のノウハウに基づく安定した管理運営とともに、利用者からの意見や要望を積極的に取り入れた多彩な事業の実施やサークル数減少や高齢化などを課題ととらえ、活動のPRや後継者育成につながる事業、若年層の利用者拡大を図るための青少年の居場所機能の充実等が掲げられている。

以上より、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補者として選定したものである。

5. 評価表

別紙1のとおり

問合せ:中央公民館
電話:047-455-3517